

【事案 I - 2】 契約無効・掛金返還・共済金請求

・2023年11月16日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、火災共済契約の目的である店舗併用住宅について、2020年7月の集中豪雨による損害が生じたため、自然災害共済金の支払を請求したところ、被申立人が共済金の額を42,022円とする旨回答したことから、これを不服として、主位的に、火災共済契約が無効であることに基づき、共済掛金総額および運用益の返還等2,470,000円の支払を求め、予備的に、火災共済契約が有効である場合には、自然災害共済金875,416円の支払を求め、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

- (1) 1992年に契約した火災共済は、被申立人が虚偽の契約内容を説明したものであり、また申立人が申込書に署名をしていなかったもので、私文書偽造にあたるため契約を無効とし、掛金総額1,050,000円に運用益などを加えた2,478,620円の返還を求める。
- (2) 仮に契約が有効である場合は、再取得価額を1,200万円、損害額を見積額の2,101,000円として算出される875,416円を共済金として支払うことを求める。

2. 申立ての理由

(1) 契約の有効性について

- ① 本件共済契約申込書は、申込人ではない者が申込人の同意を得ずに代筆した契約であるため私文書偽造にあたり契約は無効である。
- ② 本件申込書の「建物の構造」欄には、「住宅兼店舗」と記入している。本来専用住宅と住宅兼店舗では、店舗の専有面積により掛金が異なるべきである。また、本件申込書の「配置略図」において、店舗の専有面積の説明を記載すべきであるが怠っているので、本契約は無効である。
- ③ 再取得価額は3,600万円ではなく、1977年に建築した時の費用1,200万円である。再取得価額3,600万円とした説明も怠っており、掛金としては払い過ぎであり、本契約は無効である。
- ④ 自然災害の被害が起こった場合の共済金について問合せをおこなった際に保障額500万円満額が支払われるとの説明を受けた。被申立人が虚偽の説明をしたか、申立人が本契約内容を理解できない状況で説明をしているので、本契約は無効である。

(2) 自然災害共済金について

被申立人の鑑定に基づく認定損害額は605,110円であったが、工務店による見積額は2,101,000円であり、約款・事業規約に基づき「建物の基礎工事部分」と「畳、建具その他の建物の従物」に被害が生じたので共済金の請求をしたものである。契約

が有効であるなら、前述のとおり再取得価額は 1,200 万円との認識で契約をしているのであるから、再取得価額を 1,200 万円として、共済金の額を再計算すべきである。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 契約の有効性について

- ① 本件共済契約申込書を誰がどのような経緯で作成したものは現時点では不明であるが、同意を得ないで契約手続を進めることは考え難いから、契約時に申立人の同意を得ており、本件共済契約は有効に締結されている。
- ② 仮に申立人の同意がなかったとしても、申立人は1992年に本件共済契約を締結した後、2007年まで継続的に現金で本件共済契約の共済掛金を支払い続けていたこと、および本件共済契約に関して事後的に各種手続を行っていることからすると、本件共済契約は有効なものとして追認されている。

(2) 被害状況について

屋根の状況については、水切り板金の変形や外壁のひび割れは経年劣化によるもので、その隙間から雨漏れが生じたものであるから、「2020年7月の集中豪雨により、申立人所有の自宅家屋の屋根および屋内の損壊をした」との主張は失当である。

(3) 自然災害共済の認定額について

1992年契約の約款・事業規約に基づき査定しているため申立人側の主張は、失当である。また、外部鑑定を2回実施し再取得価額は3,600万円と判断している。

＜裁定の概要＞

「被申立人は、申立人に対し、43,955 円を支払え。申立人のその余の請求は認められない。」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件共済契約の有効性について、共済契約申込書に署名押印した者が申立人本人であることについて申立人は否認しているが、本件共済契約の契約期間が開始した時点で申立人を契約者とする共済契約が他に2件存在していた。また、申立人は、本件共済契約を含め3件の共済契約の共済掛金を現金で支払い続けており、申立人は本件共済契約の存在および内容を認容していたものと推認することができる。したがって、本件共済契約の締結につき申立人が追認したものと認めるのが相当であり、本件共済契約は有効であると認めるのが相当である。

当審議会が鑑定を依頼した第三者機関からは、損害発生時点の本件建物の再取得価額 3,600 万円は適正額の範疇にあると認められており、さらに被申立人の認定損害額に 27,841 円を追加した 632,951 円を損害額と認定することにより、本件共済契約に基づく自然災害共済金を算定した結果、43,955 円の支払を求める限度で理由があるからその限度で請求を認容する。